

延長保証契約約款

第1章 総則

第1条（サービスの種類）

延長保証サービス（以下「本サービス」といいます）は、株式会社メディエーター（以下「当社」といいます）が提供するサービスのうち、延長保証契約約款（以下「本約款」といいます）に基づき提供する保証サービスのことをいいます。

第2条（個別加入）

本サービスに加入を希望される場合、商品のお買上時に限り本サービスへお申し込みいただけます。商品お引き渡し後の加入はできません。

第3条（保証の請求権者）

本サービスの請求権者（以下「本契約者」といいます）は、当社の発行する保証書（「延長保証」を証するもので、以下「延長保証書」といいます）を所有する者（以下「本契約者」といいます）であり、当社と本サービスについての契約（以下「本契約」といいます）を締結し、かつ同契約上の所定の権利及び義務を有し、同権利及び同義務を行使または履行できる方とします。ただし、保証対象の商品（以下「保証商品」といいます）の所有者と購入者が異なる場合は、本サービスの対象外となります。

第4条（禁止事項）

- 本契約者は、本約款に定める地位もしくは権利の譲渡、質入れまたは担保提供などの行為を行うことはできません。
- 本契約者は、カスタマーセンター延長保証用ダイヤルの電話番号を第三者に漏洩してはなりません。

第5条（契約の終了または失効）

次の各項にあげる事由が生じた場合、その時をもって本契約は、終了または失効するものとします。なお、本契約が終了または失効した場合においても、支払い済みの保証料の返却はいたしません。

- | | |
|--------------------------------------|--|
| (1) 第12条に定める税込み修理上限金額を越えたとき | (5) 本約款第8条による中途解約がされたとき |
| (2) 購入日以後に対象商品が滅失したとき | (6) 本契約者が死亡したとき |
| (3) 対象商品を当社または第三者に譲渡したとき | (7) その他当社が本サービスの契約者として不適格と判断したとき |
| (4) 本約款のいずれかに違反したときまたは本約款の変更に同意しないとき | (8) 本契約者と当社との契約に関して当社に虚偽の事項を申告、通知したことが判明したとき |

第2章 保証料の支払い及び契約期間など

第6条（保証料）

本サービスに係る保証料（本約款において「延長保証料」または単に「保証料」といいます）は、次条以下において当社が定めるところによります。

第7条（延長保証保証料の支払義務及び契約期間）

延長保証サービス

- 本契約者は、本サービス加入時に第6条に規定する保証料の一括払いを要します。
- 本サービスの契約期間は、本サービスの加入時から最大36ヶ月を満了する時点までとします。
- 本契約者は当社の定める所定の方法により保証料の支払いを行うものとします。

第8条（契約の中途解約）

- 保証期間中に、保証商品の瑕疵などにより指定店舗にて返品、メーカーによるリコールなどが認められ、代替品の引き渡しがない場合に、本契約者は当該商品に対する本契約を取り消すことができるものとします。その場合、本サービスによる契約は成立しなかったものとします。
- 前項以外の場合は本契約の解約、取り消しはできません。当社は、前項以外の事由を含む一切の契約の解約、取り消しにおいて、延長保証料は一切返却いたしません。

第9条（端数処理）

当社は、保証料その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を50銭未満の端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数を1円に切り上げます。

第3章 保証の内容と適応範囲など

第10条（保証対象商品・対象外商品）

- 保証商品は、以下の条件に合致するものとします。
 - 新品販売時にそのメーカー保証期間が1年以上であったリユース商品
 - 日本国内で修理が可能であること
- 以下の商品は本サービスの対象外となります。
 - 移動体通信（携帯電話・PHS等）、単独の機能を有しない周辺機器、各種ソフト、オプション品、単独で販売される消耗品類、電池等
 - 保証の対象物が特定できないもの
- 保証商品など詳細につきましては、当社店舗またはカスタマーセンターまで直接お問い合わせください。

第11条（間接損害）

本サービスは、保証商品自体の損害（直接的損害）の補償をするものであり、保証商品の直接的損害以外の以下のような間接損害は本サービスの対象外となります。

- 保証商品の瑕疵、故障または損傷等に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます）
- 保証商品の瑕疵、故障または損傷等に起因して他の財物（ソフトウェアを含みます）に生じた故障、損傷もしくは汚損などの損害
- 保証商品の瑕疵、故障または損傷等に起因して、保証商品、その他の財物が使用できなかったことによって生じた損害

第12条（保証の内容）

- 本サービスは、通常の使用状態での故障（日本国内で保証商品の取扱説明書・本体注意ラベルなどの注意書に従った正常な使用状態での故障等）及び破損（以下総称して、「故障等」といいます）による損害が発生した場合、保証商品に関する保証書記載内容及び本約款に基づいて、当社の負担により修理することを保証するものとなります。
- 前項による当社の負担は、パソコン本体の税込み購入金額（カスタマイズ料金を除く、以下、「税込み修理上限金額」といいます）を限度とします。また、本サービスを利用後、同一の保証期間内に再び本サービスを利用する場合は、税込み修理上限金額から過去に利用した税込み修理金額を控除した額を本サービスの税込み修理上限金額とします。
- 出張修理を依頼される場合は、その出張に要する費用を別途申し受けます。
- 本条1項の規定にかかわらず保証商品の故障が修理不能の場合、または税込み修理金額が税込み修理上限金額を上回る場合であっても、本契約者の希望により、税込み修理上限金額を超える部分（税込み修理金額から税込み修理上限金額を差し引いた差額）を本契約者が負担することで、修理の継続または代替品への交換のいずれかを選択することができるものとします。なお、いずれかの方法による保証の実施をもって、本契約は終了するものとします。
- 本サービスは、保証商品に対するメーカーの保証とは、別個独立に適用しますが、保証商品のメーカー保証が適用される場合（メーカー保証期間内の故障等、リコールなど）には、メーカー保証が優先されるものとし、本サービスは適用されません。

第13条（保証期間）

本保証が効力を有する期間は、通常保証期間終了日の翌日から始まり、購入日から最大36ヶ月を満了する時点までとします。なお、具体的な保証期間や修理の内容などの詳細につきましては、当社店舗またはカスタマーセンターまで直接お問合せください。

第14条（保証が受けられない主な場合）

以下に該当する場合は、保証は適用されません。

- 延長保証書またはレシート等により、当社において本契約者の本サービスへの加入事実が確認できない場合（延長保証書またはレシートが改ざん・改変された場合を含みます）
- 修理に際し延長保証書またはレシートの提示がない場合、提示された延長保証書またはレシートに所定事項の記載がない場合または記載された字句が書き換えられたり、書き加えられたりした場合（当社システムにおいて本契約者の本サービスへの加入確認できる場合を除きます）
- メーカー保証書においてメーカー保証の対象となる故障または損傷（リコールなどメーカーによる商品回収もしくは修理を含みます）等、及び電気用品取締法に定める電気用品の技術上の基準に適合しないことにより生じた故障または損傷ならびにこれらに起因して生じた損害
- 保証商品のメーカーが、リコール宣言を行なった後のリコール原因となった部位に係る修理
- 故障状況または故障原因の特定ができない不具合や、経年劣化が原因の性能低下や性能の一部不発揮
- メーカー保証の対象外に準ずる、不当な加工、改造、修理などによる故障
- 経年劣化、自然損耗、摩滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、電池の液漏れ、その他類似の事由またはねずみ食い、虫食いなどの被害、かき傷・すり傷など使用上支障のない外観の傷、その他類似の不具合
- 消耗品の交換または分解作業を伴わない調整や手直しなどの修理のみに止まる不具合
- 日本国内で修理不可能な故障等
- 当社に対する保証の請求の時点で保証期間終了後であった場合
- （1）他の保証制度（保険を含む）により損害の補償が可能な場合
- （2）一般家庭用以外での使用（業務用の長時間使用など）によって生じた故障等
- （3）過去に当社以外に修理を依頼された場合（メーカー保証により行われた修理を除く）
- （4）保証商品の付属品類・周辺機器（本体付属のケーブル・アダプタ類を含む）、ソフトウェア、アクセサリなど本体以外の付属品に単独で生じた故障
- （5）保証商品の付属品類・周辺機器（本体付属のケーブル・アダプタ類を含む）、ソフトウェア、アクセサリなど本体以外の付属品の瑕疵、故障または破損等に起因した本体の故障
- （6）修理受付の際、本契約者が申告された故障等の状況及び故障等原因が特定できなかった場合のすべての費用
- （7）以下の事由によって生じた故障
 - ①本契約者、所有者または購入者及びそれらの者と生計を一にする親族の故意または過失
 - ②取扱説明書記載とは異なる態様での使用
 - ③地震、噴火、津波、地盤変動、地盤沈下、風水害、その他の自然災害ならびにガス害、塩害、公害及び異常電圧

- ④核燃料物質（使用済燃料を含む）もしくはそれに汚染されたもの（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性その他の有害な特性によって発生した事故
- ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）
- (18) 本契約者と当社との契約に関して当社に虚偽の事項を申告、通知したことが判明した場合
- (19) 本契約上の義務を現に怠りまたは怠る恐れがある場合
- (20) その他、本約款第5条2項乃至8項のいずれかに定めるときに該当する場合

第15条（保証請求方法）

- 本契約者が、保証を請求される場合、保証商品の延長保証書、故障等のある保証商品（持込修理対象商品）を、お買上店など当社店舗に持参の上、当社に修理をご依頼いただきます。保証商品が、通信販売等による引取修理対象商品の場合には、当社カスタマーセンター延長保証用ダイヤルに連絡の上、修理をご依頼いただきます。なお、当社以外に修理を依頼された場合（メーカー保証により当該メーカーに依頼した場合を除く）、保証の対象となりませんのでご注意ください。
- 対象商品の修理は、原則としてメーカー出荷時状態（または販売時状態）への復旧とします。ただし、OSなどのデータ・プログラムは、第14条14項に基づき保証の対象とはなりません。

第16条（お客様の負担となるもの及び注意事項について）

- 保証商品の持参及び持ち帰りの交通費、当社などへの連絡通信費、及び保証商品のメーカーへの運搬、移動費用が発生した場合の費用及び諸掛かりは本契約者の負担となります。
- 保証商品の送付の場合は本契約者にて適切な梱包の上、紛失防止のため受渡の確認ができる手段（宅配便など）をご利用ください。送付において本契約者に過失があった場合には、これによって発生した紛失、破損等については責任を負いかねますと共に、送付状況によっては本サービスを提供できないことがありますので、ご注意ください。引取り修理にかかる送料は本契約者の負担となります。
- 持ち込み、送付のあった保証商品について修理不能等により当該保証商品を当社にて廃棄処分する場合の諸費用（リサイクル費用含む）、及び出張修理対象外商品・引取修理対象外商品を本契約者の都合により出張修理・引取修理する場合の出張費用・引取費用は本契約者の負担となります。

第四章 個人情報の取扱いに関する条項

第17条（個人情報の取得）

- 本契約者は、以下の情報（以下、これらを総称して「個人情報」という）を当社が取得することに同意します。
 - 当社所定の申込書に本契約者が記載した氏名、年齢、住所、電話番号、勤務先、メールアドレス等
 - 契約開始後に当社が本契約者から通知を受ける等により知り得た前項の変更情報
- 本契約者が以下の申込手続き及びサービス等をご利用する場合、本人に相違ないかを確認するため運転免許証・パスポート等の本人確認書類の記載内容の確認（写し入手も含む）に同意します。
 - 当社に届出た住所等の変更を行う場合
 - 個人情報の開示・訂正・削除の請求をされる場合

第18条（個人情報の利用・提供）

- 本契約者は、当社が下記目的のために第17条1項の個人情報を利用することに同意します。
 - 宣伝物印刷物の送付、営業案内のため
 - 製品の配送・設置及び買取等のアフターサービスのため
 - 販売活動、商品開発及びマーケティング活動のため
 - 当社に寄せられた問合せへの対応や、修理等でお預かりした商品に関する連絡等を速やかに行うため
- 当社は上記目的により共同利用する本契約者等の個人情報を厳正に管理し、本契約者等のプライバシー保護に十分注意を払うとともに、上記目的以外には利用しないものとします。なお、個人情報の管理についての責任者は以下の者としします。 個人情報保護管理者 株式会社メディエーター 管理部長
- 当社は、取得した個人情報を適切に管理し、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示・提供いたしません。
 - 本契約者本人の同意がある場合
 - 本契約者本人が希望されるサービスを行うために、業務を委託する修理会社・保険会社・配送会社・工事会社・納入業者・製造元などの業者に対して開示・提供する場合
 - 法令（強制力を伴っている場合に限らず、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含む）に基づいて、公的機関等に対して第17条の同意に基づき取得した個人情報を提供する場合

第19条（個人情報の預託）

- 本契約者は当社が事務処理（コンピューター事務等）を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第17条の同意に基づき取得した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。
- 本契約者は、当社が延長保証サービスに関わる債権管理・回収業務の一部または全部を、第三者に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第17条の同意に基づき取得した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。

第20条（個人情報の開示・訂正・削除）

- 本契約者は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、当社に対し、当社が取得した当該本契約者に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。当社に開示を求める場合には、第23条に記載の窓口または各店舗にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてご案内いたします。
- 前項の開示請求に基づき開示された登録内容が、不正確または誤りであることが判明した場合は、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。
- 当社は、本条1項及び2項の請求を受けた場合は、第17条2項により本人確認をさせていただきます。

第21条（本約款に不同意な場合）

本契約者が、本申込において必要な記載事項の記載を希望しない場合、及び本条項の全部または一部を承認できない場合、当社は本申込をお断りすることがあります。

第22条（利用・提供の中止の申出）

第18条による同意を得た範囲内で当社が本契約者の個人情報を利用、提供している場合であっても、本契約者より利用中止の申出があった場合は、当該本契約者の個人情報の、それ以降の当社での利用及び他社への提供を中止する措置をとります。但し、本契約者からの個人情報の利用・提供中止の申出に伴い、当該本契約者は、延長保証（過去に加入された延長保証も権利失効します）が受けられなくなることがあります。

第23条（お問い合わせ窓口）

個人情報に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いいたします。

株式会社メディエーター 個人情報お問合せ窓口（個人情報保護管理者 管理部長） 〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2-9-35 トウセン天神ビル8階
<カスタマーセンター延長保証用ダイヤル> [電話] 0120-466-247 [受付時間] 午前10:00～午後5:00 [Eメール] info@mediator.co.jp

第五章 その他の条項

第24条（準拠法）

- 本サービスは日本国内においてのみ有効で、日本国の法令の定めるところに従います。
- 約款に定めのない事態が生じた場合には、当社が信義に則り誠実に対応いたします。

第25条（合意管轄）

約款に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する福岡地方裁判所または福岡簡易裁判所を第一審専属合意管轄裁判所とします。

第26条（約款の変更）

- 当社は、本約款を変更する場合、本契約者に変更事項を通知もしくは告知いたします。なお、当社が変更内容を通知もしくは告知した後、本契約者が本サービスを利用もしくは延長保証保証料を支払った場合、または告知後異議なく14日経過したときは、本契約者は変更内容に同意したものとみなし遡及的に適用するものとします。
- 前項の告知は、当社店頭及びホームページ上に掲載する方法によるものとします。

第27条（特約条項）

本契約には本約款のほか、本契約者が属する当社の本契約者規約（メディエーター本契約者規約）が適用されます。

※ 製品によってメーカー保証期間が異なる場合があります。この場合は、メーカー保証期間終了後、購入金額（消費税を含む）を限度とした保証が開始されます。
※ 修理中、代替機のご提供はできません。 ※ メーカー保証書は商品によって異なります。